

令和7年8月豪雨災害に伴う  
**被災者支援**  
ハンドブック



本書に記載している各種制度の手続き方法、要件等については、変更されることがあります。  
最新の情報については、それぞれの問い合わせ窓口でご確認ください。（令和7年9月1日現在）

熊本県美里町豪雨災害被災者支援(目次)

| No. | 種別         | 支援メニュー            | ページ | 所管課       |
|-----|------------|-------------------|-----|-----------|
| 1   | 証明書        | 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行 | 1   | 総務課・税務課   |
| 2   | 証明書        | 各種証明書の交付手数料の免除    | 2   | 住民生活課・税務課 |
| 3   | 生活支援       | 被災者生活再建支援金制度      | 3・4 | 福祉課       |
| 4   | 弔慰金<br>見舞金 | 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給  | 5   | 福祉課       |
| 5   | 貸付         | 災害援護資金の貸付         | 6   | 福祉課       |
| 6   | 住宅         | 被災住宅の応急修理         | 7   | 福祉課       |
| 7   | 住宅         | 賃貸型応急住宅(みなし仮設)の供与 | 8・9 | 福祉課       |
| 8   | 宅地         | 宅地内の土砂等の公費撤去      | 10  | 総務課       |
| 9   | ごみ         | 災害ごみの処理方法         | 11  | 住民生活課     |
| 10  | 上水道        | 水道使用料の減免          | 12  | 上下水道課     |
| 11  | 浄化槽        | 浄化槽使用料の減免         | 13  | 上下水道課     |
| 12  | 健康         | 健康相談              | 14  | 健康保険課     |
| 13  | 健康その他      | こころの相談            | 15  | 健康保険課     |
| 14  | こども        | 子育て、こども相談         | 16  | こども応援課    |
| 15  | 教育         | 教科書支給及び学用品等の購入援助  | 17  | 学校教育課     |
| 16  | その他        | NHK受信料の減免         | 18  | 総務課       |

**《罹災証明書》**

罹災証明書は、地震、台風、水害等によって住家への被害を受けた場合、被害に遭われた方の申請（罹災証明願）により、町職員が住家の被害等の状況を調査し、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の6段階で被害程度を判定し、証明するものです。

※家財道具や空き家、納屋、車庫、門、塀などは対象になりません。

※申請後に町職員が住家の被害認定調査（現地調査）を行う必要があるため、罹災証明書の発行は、罹災証明願の受付から1～2週間程度の期間を要する場合があります。

**《罹災届出証明書》**

「罹災したことの申請」を証明するものです。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。このため、町の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。即日発行ができます。

**《罹災証明書及び罹災届出証明書の申請時に必要なもの》**

- ・被害の状況がわかる写真（家屋の全景写真、（周囲四面）、浸水した深さがわかる写真、被害箇所の写真）※罹災届出証明書のみ
- ・本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

※罹災証明書の申請については、電話により仮申請可

**《罹災証明書発行の際に必要なもの》**

- ・罹災証明書発行通知書
- ・本人確認書類（運転免許証・パスポートなどの写真が貼付されているもの）を提示していただく場合があります。

※本人及び家族以外の方が受領される場合は、委任状（任意様式）を提出していただく場合があります。

**《証明手数料》 無料****【証明願受付及び証明書発行窓口】**

◇受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

◇申請窓口：中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎美しい里創生課 47-1111

◇発行窓口：中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎美しい里創生課 47-1111

**【問い合わせ先】**

受付・発行：中央庁舎総務課 0964-46-2111

判定結果：中央庁舎税務課 0964-46-2112（直通）

## 2 各種証明書の交付手数料の免除

令和7年8月豪雨災害により被害を受けられた方で、災害に関する手続きに使用される場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

### 【手数料が免除できる証明書の種類】

- ① 印鑑登録証明書
- ② 住民票謄本・抄本
- ③ 除かれた住民票抄本
- ④ 戸籍謄本・抄本
- ⑤ 除籍謄本・抄本
- ⑥ 戸籍の附票
- ⑦ 所得証明書
- ⑧ 課税証明書
- ⑨ 納税証明書
- ⑩ 資産証明書
- ⑪ その他町税に関する証明書

※各種証明書の交付請求の際は、本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・個人番号カード・身体障害者手帳等の写真が貼付されている官公署が発行した書類については1点、資格確認書・介護保険証・年金手帳・学生証等については2点）を提示していただく必要があります。

※手数料の免除には、「罹災証明書（コピー可）」の提示又は「各種証明書・交付手数料等免除申請書」の申請が必要です。また、印鑑登録証明書の交付請求の際は、印鑑登録証を持参していただく必要があります。

### 【発行窓口】

#### ① ～ ⑥の証明書発行窓口

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 中央庁舎住民生活課      | 0964-46-2116（直通） |
| 砥用庁舎住民生活課総合窓口係 | 0964-47-1115（直通） |
| 東部出張所          | 0964-48-0101     |

#### ⑦ ～ ⑪の証明書発行窓口

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 中央庁舎税務課        | 0964-46-2112（直通） |
| 砥用庁舎住民生活課総合窓口係 | 0964-47-1115（直通） |
| 東部出張所          | 0964-48-0101     |

## ○被災者生活再建支援金「被災者生活再建支援法」

令和7年8月豪雨災害によりその生活基盤に著しい被害を受けられた者に対し生活再建の支援金を支給します。

## 【対象となる方】

- ① 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、構造耐力上重要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯
- ③ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半数の補修を含む相当規模の補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

## 【内容】

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

| 区分   |                | ①基礎支援金<br>(被害程度) | ②加算支援金<br>(住宅再建方法) |       | 合計<br>①+② |
|------|----------------|------------------|--------------------|-------|-----------|
| 複数世帯 | 全壊世帯<br>長期避難世帯 | 100              | 建設・購入              | 200   | 300       |
|      |                |                  | 補修                 | 100   | 200       |
|      |                |                  | 賃借                 | 50    | 150       |
|      | 大規模半壊世帯        | 50               | 建設・購入              | 200   | 250       |
|      |                |                  | 補修                 | 100   | 150       |
|      |                |                  | 賃借                 | 50    | 100       |
|      | 中規模半壊世帯        | —                | 建設・購入              | 100   | 100       |
|      |                |                  | 補修                 | 50    | 50        |
|      |                |                  | 賃借                 | 25    | 25        |
| 単数世帯 | 全壊世帯<br>長期避難世帯 | 75               | 建設・購入              | 150   | 225       |
|      |                |                  | 補修                 | 75    | 150       |
|      |                |                  | 賃借                 | 37.5  | 112.5     |
|      | 大規模半壊世帯        | 37.5             | 建設・購入              | 150   | 187.5     |
|      |                |                  | 補修                 | 75    | 112.5     |
|      |                |                  | 賃借                 | 37.5  | 75        |
| 単数世帯 | 中規模半壊世帯        | —                | 建設・購入              | 75    | 75        |
|      |                |                  | 補修                 | 37.5  | 37.5      |
|      |                |                  | 賃借                 | 18.75 | 18.75     |

※加算支援金のうち、住宅の再建方法が2項目以上に該当するときの支援金の額は最も高いもの

### 3 被災者生活再建支援金制度（つづき）

#### 【申請期限】

- ① 基礎支援金 災害のあった日から、１３ヶ月の間
- ② 加算支援金 災害のあった日から、３７ヶ月の間

#### 【必要書類】

※申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

|                                    |                     | 全壊 | 解体         |              | 長期<br>避難<br>世帯 | 大規模<br>半壊 | 中規模<br>半壊 |
|------------------------------------|---------------------|----|------------|--------------|----------------|-----------|-----------|
|                                    |                     |    | 半壊<br>解体世帯 | 敷地被害<br>解体世帯 |                |           |           |
| 基礎支援金<br>※中規模半壊<br>世帯の場合は<br>加算支援金 | ①罹災証明書              | ○  | ○          | ○            | ※              | ○         | ○         |
|                                    | ②長期避難世帯証明書          |    |            |              | ○              |           |           |
|                                    | ③住民票                | ○  | ○          | ○            | ○              | ○         | ○         |
|                                    | ④預金通帳の写し            | ○  | ○          | ○            | ○              | ○         | ○         |
|                                    | ⑤解体証明書<br>又は滅失登記簿謄本 |    | ○          | ○            | ※              |           |           |
|                                    | ⑥敷地被害証明書類           |    |            | ○            | ※              |           |           |
| 加算支援金                              | ⑦契約書等の写し            | ○  | ○          | ○            | ○※             | ○         | ○         |

※長期避難世帯の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできません。

また、長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、住宅の被害位程度に応じて支援対象世帯となるか判断されますので、罹災証明書等の提出が併せて必要となります。

#### 【申込窓口】

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係

0964-47-1116（直通）

#### 【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係

0964-47-1116（直通）

|   |                  |
|---|------------------|
| 4 | 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 |
|---|------------------|

○災害弔慰金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

自然災害によりお亡くなりになった方の遺族に対して災害弔慰金を支給します。

【受給遺族】

配偶者、子、父母、孫、祖父母

兄弟姉妹（同一世帯、同一生計に限る）

【内容】

- |               |       |
|---------------|-------|
| ・亡くなった方が生計維持者 | 500万円 |
| ・生計維持者以外      | 250万円 |

○災害障害見舞金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

自然災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方に災害障害見舞金を支給します。

【内容】

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者   | 250万円 |
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者以外 | 125万円 |

【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係

0964-47-1116（直通）

## 5 災害援護資金の貸付

### ○災害援護資金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

自然災害により住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

#### 【対象となる方】

世帯主が負傷又は住居（半壊又は全壊）、家財に被害を受けた方

#### 【所得制限】

| 世帯人員                                    | 町民税における前年の総所得金額                |
|-----------------------------------------|--------------------------------|
| 1 人                                     | 2 2 0 万円                       |
| 2 人                                     | 4 3 0 万円                       |
| 3 人                                     | 6 2 0 万円                       |
| 4 人                                     | 7 3 0 万円                       |
| 5 人以上                                   | 1 人増すごとに 7 3 0 万円に 3 0 万円を加えた額 |
| ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 2 7 0 万円となる。 |                                |

#### 【内容】

被災の状況等に応じて、下記のとおり内容が異なります。

| 貸付区分                                    |                              | 貸付限度額    |
|-----------------------------------------|------------------------------|----------|
| (1) 世帯主が負傷した場合<br>(治療に1ヶ月以上かかること)       | (ア) 住居・家財に損害のない場合            | 1 5 0 万円 |
|                                         | (イ) 家財の損害が1／3以上あり、住居の損害がない場合 | 2 5 0 万円 |
|                                         | (ウ) 住居が半壊した場合※               | 2 7 0 万円 |
|                                         | (エ) 住居が全壊した場合                | 3 5 0 万円 |
| (2) 世帯主が負傷しなかった場合<br>(治療に1ヶ月かからない場合も含む) | (ア) 家財の損害が1／3以上あり、住居の損害がない場合 | 1 5 0 万円 |
|                                         | (イ) 住居が半壊した場合※               | 1 7 0 万円 |
|                                         | (ウ) 住居が全壊した場合（エの場合を除く）※      | 2 5 0 万円 |
|                                         | (エ) 住居の全体が滅失等                | 3 5 0 万円 |

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえない等特別の事情がある場合は引き上げられます。

#### 【貸付条件】

利 率：年 1. 5 %（据置期間中は無利子）

償還期間：1 0 年（据置期間含む）

据置期間：3 年

#### 【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係

0964-47-1116（直通）

令和7年8月豪雨災害により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要欠くことのできない部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等）であって緊急を要する箇所について、町が業者に依頼して応急修理を行います。

**【対象者】**

1. 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
2. そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること
3. 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

**【支援内容】**

1世帯当たりの限度額は以下の通りです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯 739,000円以内（消費税込み）
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯 358,000円以内（消費税込み）

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

**【必要書類】**

- ・住宅の応急修理申込書
- ・住宅の被害状況に関する申出書
- ・罹災証明書（コピー可）
- ・施工前の被害状況が分かる写真
- ・修理見積書
- ・資力に関する申出書

**【受付期間】**

未定（相談については、随時受け付けています。）

**【申込窓口】**

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

**【問い合わせ先】**

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

## 7 賃貸型応急住宅（みなし仮設）の供与

令和7年8月豪雨災害により住居が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、民間賃貸住宅を活用し、賃貸型応急住宅として県が提供を行います。

### 【入居の要件】

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 豪雨災害発生の日時点において、美里町に居住する方
- (2) 豪雨災害により、次の要件のいずれかを満たす方
  1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
  2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
  3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める方
  4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方
- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

### 【賃貸型応急住宅の条件】

以下の条件のすべてに該当する民間賃貸住宅が対象となります。

- (1) 1か月あたりの賃料が住居への人数に応じて定める範囲内である住宅

| 住居への入居人数  | 賃料         |
|-----------|------------|
| 1人（単身）の世帯 | 月額 5万5千円以内 |
| 2人の世帯     | 月額 6万5千円以内 |
| 3～4人の世帯   | 月額 8万5千円以内 |
| 5人以上の世帯   | 月額 13万円以内  |

- (2) 県が借り上げを行い、入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅
- (3) 昭和56年6月1日以降に着工された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

### 【費用負担】

- (1) 県の負担

| 項目       | 内容                                                                       |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 賃料       | 「賃貸型応急住宅の条件」(1)のとおり                                                      |
| 共益費(管理費) | 借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。<br>※主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とする。 |

## 7 賃貸型応急住宅（みなし仮設）の供与（つづき）

|                 |                                                                |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 退去修繕負担金<br>（敷金） | 家賃の2か月分以内<br>※退去時における原状回復（通常損耗、経年劣化を含む）に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。 |
| 礼金              | 家賃の1か月分以内                                                      |
| 仲介手数料           | 家賃の0.55か月分以内                                                   |
| 鍵交換費            | 実負担額<br>※通常徴収している額であり、社会通念上必要な金額を限度とする。                        |
| 損害保険料           | 損害保険料は、熊本県が包括契約に基づき加入する。                                       |

### （2）入居者の負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費等

### 【入居期間】

以下の区分のとおりです。

| 被災した住家の状況                  | 入居期間  |
|----------------------------|-------|
| 居住していた住家が「持ち家」の方           | 2年以内  |
| 居住していた住家が「民間賃貸住宅」や「公営住宅」の方 | 1年以内  |
| 応急修理制度を申し込み済みで修理に1ヵ月以上かかる方 | 6か月以内 |

### 【申込受付期間】

随時受付を行っています。

### 【提出書類】

- ・ 申込書
- ・ 誓約書
- ・ 同意書または確約書
- ・ 申出書
- ・ 罹災証明書（コピー可）※相談の際は必要ありません。

### 【申込窓口】

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

### 【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課障がい・生活支援係 0964-47-1116（直通）

裏山の崩落や河川の氾濫などにより、宅地内に流入した土砂等を、町が撤去します。

また、着手中の方や、すでに自ら費用を負担し、重機等により堆積した土砂等の撤去・処分を行った方についても、適正な費用を町が補助します。

**【対象者】**

- ・町内に宅地等を有する方。（公民館等、地区が管理している宅地も含まれます。）

**【支援内容】**

- ・堆積土砂等の撤去・処分

（宅地土砂撤去に係る業者への発注、支払い手続き全般）

※作業前に立ち合いをお願いします。

※業者に発注するため、ご希望の時期に添えないことがございます。

**【必要書類】****（１）撤去が済んでいない方**

- ①宅地土砂等撤去委託申出書

**（２）完了している方、着手中の方**

- ①令和7年8月豪雨に伴う宅地敷地内土砂等撤去費補助金交付申請書兼実績報告書
- ②写真（着工前、作業中、竣工）
- ③見積書、請求書、領収書（申請額の分かる書類）
- ④出面表

**【受付期間】**

随時受付（終了時期は未定です）

**【受付時間】** 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

**【受付窓口】**

中央庁舎総務課防災交通係 0964-46-2111

砥用庁舎住民生活課砥用庁舎総合窓口係 0964-47-1111

東部出張所 0964-48-0101

**【問い合わせ先】**

中央庁舎総務課防災交通係 0964-46-2111

## ○災害ごみ仮置き場への搬入について

令和7年8月豪雨災害で発生した「災害ごみ」の仮置き場は、美里町農山村広場（坂貫）駐車場に設置してあります。期間は9月30日（火）までの間です。搬入時間は、午前9時～12時・午後1時～4時までです。仮置き場で受け入れる品目は、豪雨災害により発生した、家電・可燃ごみ・不燃ごみ・ガラス・陶器・粗大ごみ・木くず（建材・流木など）・がれき類・畳・スレート等です。

必ず分別し、搬入してください。

※業者により解体された廃棄物は、持込めません。解体業者に処分まで依頼してください。

## ○宇城クリーンセンターへの搬入について

令和7年8月豪雨災害で発生した「災害ごみ」は、中央庁舎住民生活課又は砥用庁舎住民生活課総合窓口係で発行する搬入許可証及び減免申請書により、宇城クリーンセンターに無料で搬入することができます。

（豪雨災害により発生した可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）

◆減免・搬入の期限：8月12日（火）から9月30日（火）まで（平日）

◆搬入時間：午前8時30分～午後4時（午前12時～午後1時を除く。）

搬入の際は分別してください。

クリーンセンターに搬入できないもの

・ ・ ・ 土砂、処理困難物（タイヤ等の自動車部品等）・産業廃棄物に属するもの等・建築廃材及び家電リサイクル法対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）

※今回の上記措置は、豪雨災害ごみを対象としておりますので、日常で出た可燃ごみ・分別ごみ・粗大ごみは、通常の収集での搬出をお願いします。便乗ゴミは仮置き場からの早期回収を遅らせ、衛生問題も発生します。早期災害復旧に向け、ご協力をお願いします。皆さんのモラルで、美里町・行政区をきれいに保ちましょう。

## 【問い合わせ先】

中央庁舎住民生活課環境政策係

0964-46-2116（直通）

令和7年8月豪雨災害により被災された方の水道使用料を減免します。

【対象者】

被災により、本町で「罹災証明書」・「罹災届出証明書」の交付を受けた方

【支援内容】

9月請求分(8月使用分)の水道使用料の減免

【減免内容】

| 判定区分                      | 減免区分      |
|---------------------------|-----------|
| 全壊・大規模半壊・<br>中規模半壊・半壊・準半壊 | 全額減免      |
| 準半壊に至らない(一部損壊)            | 基本料金のみを請求 |
| 罹災届出証明書の交付を受けた方           | ※個別判断     |

※申請後、上下水道課の判断により、減免の可否を判断します。

【申請方法】

- ・本町の罹災証明書の交付を受けた方は、判定区分に応じて減免いたしますので、申請不要です。
- ・罹災届出証明書の交付を受けた方は、別途申請が必要となります。

【必要書類】

罹災届出証明書

(住居の被害は無いが、庭の立ち上がり水栓等が破損し、漏水した方など対象となります。)

【受付期間】

令和7年度中

【問い合わせ先】

中央庁舎上下水道課

0964-46-2117(直通)

## 11 浄化槽使用料の減免

令和7年8月豪雨災害により被災された方の浄化槽使用料を減免します。

### 【対象者】

被災により、本町で「罹災証明書」・「罹災届出証明書」の交付を受けた方

### 【支援内容】

9月請求分(8月使用分)の浄化槽使用料の減免

### 【減免内容】

| 判定区分                         |       |
|------------------------------|-------|
| 全壊・大規模半壊・<br>中規模半壊・半壊・準半壊    | 全額減免  |
| 準半壊に至らない(一部損壊)<br>罹災届出証明書受領者 | ※個別判断 |

※申請後、上下水道課の判断により、減免の可否を判断します。

### 【申請方法】

- ・本町の罹災証明書の交付を受けた方は、判定区分に応じて減免いたしますので、申請不要です。
- ・罹災届出証明書受領者は、別途申請が必要となります。

### 【必要書類】

罹災届出証明書

(住居の被害は無いが、浄化槽本体が破損・埋没した方など対象となります。)

### 【受付期間】

令和7年度中

### 【問い合わせ先】

中央庁舎上下水道課      0964-46-2117(直通)

今回の令和7年8月豪雨災害で、被害に遭われた方たちの健康相談を受け付けております。  
下記までお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

中央庁舎健康保険課健康支援係

0964-46-2113（直通）

今回の令和7年8月豪雨災害で、被害に遭われた方や亡くなられた方の近親者の方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

こころの相談では、以下のところでご相談を受け付けております。

## ○こころの健康相談

### 【問い合わせ先】

熊本県精神保健センター

場所：熊本市東区月出3丁目1-120

開設日時：月～金（祝・年末年始を除く）

午前9時～午後4時

電話：096-386-1166

熊本県宇城保健所

場所：宇城市松橋町久具400-1

開設日時：月～金（祝・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話：0964-32-1207

熊本県こころの悩み電話相談

開設日時：平日18時～翌9時

土日祝24時間

電話：0570-030-556

今回の令和7年8月豪雨災害で、心にダメージを受けたこどもへの心のケアなど、保護者からの相談を随時受け付けております。

下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

美里町役場こども応援課子育て支援係

開設日時：毎月第1・3金曜日

午前9時30分、10時40分、午後1時10分、2時20分

電話：0964-42-6550（事前に予約が必要です）

公式LINE：美里町こども家庭センター ID：@761pds k

※公認心理師が相談に対応します。

|    |                       |
|----|-----------------------|
| 15 | 教科書支給及び学用品等の給与（災害救助法） |
|----|-----------------------|

令和7年8月豪雨災害で被災された小学校児童、中学校生徒に対し、国の災害救助法に基づき、教科書及び学校用品等を給与します。

1. 教科書

【対象となる方】

住家の全壊、半壊により、教科書を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒  
※被害状況の判断は、罹災証明書等によるものとします。

【支給対象品目】

教科書（教育委員会の承認を受けている準教科書等の教材）

※支給は、現物支給となります。

【申請手続】

在学する学校より報告がありますので、申請の必要はありません。

2. 学用品等

【対象となる方】

住家が全壊、半壊又は床上浸水したことで、学校用品を喪失、損傷し、現時点においても必要な学用品を準備できていない小学校児童、中学校生徒

【援助対象項目】

学用品等（鉛筆、消しゴム、ノート、絵具、下書き、定規、音楽・家庭科・工作用具など）

【申請手続】

在学する学校を経由して、申請書の提出が必要になります。

詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中央庁舎学校教育課学校教育係      0964-46-2115（直通）

災害救助法が適用された区域内で、住家に被害を受けられた方は、受信料が全額免除になります。

**【対象者】**

- ・罹災証明書の交付を受けた方で、判定結果が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の方

**【免除の期間】**

- ・令和7年8月から9月まで（2か月間）

**【必要書類】**

- ①放送受信料免除申請書
- ②罹災証明書（写し）

**【申請方法】**

必要書類①②を同封し、下記まで郵送してください。

送付先：〒860-8602 熊本県熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター

※NHKホームページからも申請が可能です。

**【問い合わせ先】**

NHK受信料窓口

0570-077-077